

第107回大阪市ヘイトスピーチ審査会 議事要旨

1 日 時 令和5年2月14日（火）午前9時30分～正午

2 場 所 市役所本庁舎 屋上階P1会議室

3 出席者

(1) 大阪市ヘイトスピーチ審査会委員

曾我部会長（ウェブ会議の方法で出席）、島村委員（ウェブ会議の方法で出席）、岡田委員、中井（伊）委員（ウェブ会議の方法で出席）、中井（洋）委員

(2) 大阪市職員

西原市民局長、山本市民局理事、福岡市民局ダイバーシティ推進室長、藤本市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長、宮之前市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長代理、斎藤市民局ダイバーシティ推進室人権企画課担当係長

4 議 題

(1) 継続案件の調査審議

(2) 第105回・106回会議要旨の確認

5 議 事

非公開で行った。

冒頭、会長において、映像と音声により委員本人の確認をするとともに、委員間で映像と音声は即時に伝わることを確認した。

事務局から、案件番号「平29-職6」のヘイトスピーチ該当性等にかかる諮問については、第106回審査会の調査審議で会長に一任された答申内容の細部を検討・作成の上、令和5年2月2日付で審査会から市長あて答申を行った旨の経過説明があった。

また、案件番号「平29-職6」について、市民局から次のような報告があった。

- ・大阪市としてヘイトスピーチに該当すると認定した表現活動の一部が削除されずに継続されており、表現活動における表現の内容の拡散を防止する緊急の必要があったため、条例第6条第3項ただし書の規定に基づき行う条例第5条第1項による措置として、令和5年2月3日付けで、当該表現活動に係る街宣活動の様子を記録した動画（以下「本件録画」という。）が掲載されたウェブページを含むウェブサイトを運営するプロバイダに対して削除の要請を行った。

議題（1）継続案件の調査審議

○継続案件のうち4件について、調査審議を行った。

○4件のうち3件については、次回以降引き続き審議することとした。

○案件番号「平28-17」に係る各表現活動について、次のとおり、条例第5条第1項各号に掲げる表現活動に該当するとともに、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチに該当するので、その旨を答申することを決定し、答申内容の細部については会長に一任することとした。

・本件各表現活動は、いずれも条例第5条第1項第1号に該当する。

・本件各表現活動は、条例第2条第1項第1号ア及びウのいずれにも該当し、同項第2号アに該当するとともに、同項第3号に該当する。

議題（2）第105回・第106回会議要旨の確認

○第105回・第106回の会議要旨を確定した。

以上